

北海道未来人財応援事業費助成金交付要綱（案）

第1 趣旨

「輝きつづける北海道」の実現に向けて、高い志を持って様々な分野において海外で学び、未来の北海道をリードする人材を育成するため、その挑戦を行う若者に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

第2 交付事業のコース及び交付対象者

(1) 交付事業のコースは次に掲げるものとする。

- ア 学生留学コース
- イ スポーツコース
- ウ 文化芸術コース
- エ 未来の匠コース

(2) 助成金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

ア 学生留学コース

北海道未来人財応援事業学生留学コース募集要項（令和6年（2024年）2月28日付け国際第1049号）の8(1)から(8)までに掲げる要件を全て満たす者が所属する大学等

イ スポーツコース、文化芸術コース、未来の匠コース

北海道未来人財応援事業実施要項（令和6年（2024年）2月28日付け国際第1049号）（以下「実施要項」という。）の4(1)から(9)までに掲げる要件及び実施要項の別記に掲げる各コースの要件を全て満たす者

(3) その他特別な事情により交付対象者として前年度に採択された者が、採択された年度内に留学を実施できなかった場合、第2(2)のコースに応じた募集要項及び実施要項に掲げる要件を満たす者については、今年度の交付対象者とする事ができる。

第3 交付対象経費等

助成金に係る交付対象経費、交付率及び交付基本額並びに上限額は別表のとおりとする。

第4 交付事業の募集

交付事業は毎年度募集するものとし、予算の執行状況によっては、追加募集を行うことができるものとする。

第5 申請書類の提出

助成金の交付を受けようとする交付対象者は、第2(2)各コースに応じた募集要項又は実施要項で定める書類を提出するものとする。

第6 審査

知事は、第5に基づき提出された書類の内容を審査の上、適当と認めた場合は、申請者に対し助成金の内示を行うものとする。

2 前項の審査の詳細は、別に定める北海道未来人財応援事業審査実施要領によるものとする。

第7 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする交付対象者は、内示を受けた後、交付規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、知事に対し、補助金等交付申請書（総政第1号様式（平成25年北海道告示第10328号-3による告示様式。以下「総政第〇様式」について同じ。）に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（総政第77号様式）
- (2) 助成金交付申請額算出調書（総政第78号様式）

第8 助成金の交付決定

知事は、助成金の交付の申請のあったときは、審査の上、助成金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、交付の申請をした者に通知するものとする。

第9 交付の条件

交付対象者に助成金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）の第1号様式に定める交付条件のほか、次の条件を付すものとする。

なお、変更に係る助成額の増額変更は、原則として認めないものとする。

- (1) 交付事業の内容を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の増減が20パーセント以内の場合及び研修等の計画の主要部分以外の変更は、この限りではない。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、この助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、その返還を命ずることがある。助成金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - ア この助成金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの助成金を使用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの助成金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - ウ 交付事業に関して不正に他の助成金（道以外の者が交付事業者に対して交付する助成金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - エ 本要綱に定める申請要件等を満たさなくなったとき。
 - オ 海外での活動先において懲戒処分を受けるなど助成の打切りが適当であると知事が認めたととき。
 - カ 採択された事業計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果不採択と判定されたとき及び自己都合によりプログラムの途中で辞退するとき。
 - キ 事業計画等の内容に悪質な虚偽があると認められたとき。
 - ク 素行不良等が極めて顕著で、本事業による助成者としてふさわしくないと知事が判断したとき。
 - ケ 誓約書の誓約事項に反したとき。
 - コ アからケまでに掲げる場合のほか、交付事業に関して、この助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

第10 交付事業の変更

第8の規定による通知を受けた交付対象者（以下「交付事業者」という。）は、交付事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業等変更承認申請書（総政第21号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

第11 交付事業の中止又は廃止

交付事業者は、交付事業を中止又は廃止（以下「中止等」という。）しようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（総政第23号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

第12 助成金の概算払

交付事業者は、助成金の交付を概算払で受けようとするときは、必要の都度、補助金等概算払申請書（総政第25号様式）を提出しなければならない。

第13 実績報告

交付事業者は、交付事業が完了したときは（交付事業の中止等の承認を受けたときを含む。）、交付事業完了の日（交付事業の中止等について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書（総政第28号様式）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。助成金の交付の決定に係る道の会計年度終了後における実績報告書の提出についても同様とする。

- (1) 事業実績書（総政第77号様式）
- (2) 助成金精算書（総政第79号様式）
- (3) 受入先の証明書等活動等を修了（実施）したこと又は大会等へ出場したことを証する書面（外国語の場合、日本語の訳文）、実践活動を実施した報告書など、事業実施を証明する関係書類（任意様式）
- (4) 活動等の様子がわかる写真等の記録（原則、電子媒体とする。なお、紙により提出した場合は返却しない。）

第14 助成金の額の確定

知事は、第13の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

第15 帳簿及び書類の備付け等

交付事業者は、当該交付事業に関する帳簿及び書類を備え、当該交付事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類は、当該交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第16 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

コース	交付対象経費等	交付率等
学生留学 コース	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外留学等に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海外での滞在費 海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。） 2 往復渡航費 海外留学等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。） 3 授業料相当額 留学先における授業料及び登録料（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。） 	<p>甲地区 16万円／月 乙地区 12万円／月</p> <p>アジア地域 10万円 上記以外の地域 20万円</p> <p>10分の10以内 （ただし、30万円を限度とする。）</p>
スポーツ コース	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等経費のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海外での滞在費 海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。） 2 往復渡航費 海外研修等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。） 3 研修等受講料相当額 海外研修等の受講に必要な経費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。） 	<p>甲地区 16万円／月 乙地区 12万円／月</p> <p>アジア地域 10万円 上記以外の地域 20万円</p> <p>10分の10以内 （ただし、30万円を限度とする。）</p>
文化芸術 コース	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等に要する経費のうち、次に掲げるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海外での滞在費 海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。） 2 往復渡航費 海外研修等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。） 3 研修等受講料相当額 留学先における授業料及び登録料並びに国際的競技大会等参加に要する参加費及び機材運搬費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。） 	<p>甲地区 16万円／月 乙地区 12万円／月</p> <p>アジア地域 10万円 上記以外の地域 20万円</p> <p>10分の10以内 （ただし、30万円を限度とし、機材運搬費に関しては他に収入金があるときは、助成金の額の算定に当たり、当該収入金の控除等を行う。）</p>

コース	交付対象経費等	交付率等
未来の匠 コース	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等に要する経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>1 海外での滞在費 海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。）</p> <p>2 往復渡航費 海外研修等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。）</p> <p>3 研修等受講料相当額 海外研修等の受講に必要な経費並びに国際的競技大会等参加に要する参加費及び機材運搬費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。）</p>	<p>甲地区 16万円／月 乙地区 12万円／月</p> <p>アジア地域 10万円 上記以外の地域 20万円</p> <p>10分の10以内 （ただし、30万円を限度とし、機材運搬費に関して他に収入金があるときは、助成金の額の算定に当たり、当該収入金の控除等を行う。）</p>

注1 「甲地区」とは、北米、シンガポール、欧州（※次の地域を除く）及び中近東をいう。

※（除く地域） アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

2 「乙地区」とは、アジア（シンガポールを除く）、大洋州、中南米、アフリカ及び甲地区以外をいう。

3 「アジア地域」とは、アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル及びラオスをいう。